

1 占用料【道路】

占 用 物 件		占用料	
		単 位	金 額 (円)
法第32号第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき 1 年	530
	第2種電柱		820
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		760
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		48
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートル につき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつき 1年	290
	変圧塔その他これに類するもの 及び公 衆電話	1個につき1年	950
	郵便差出箱		400
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,000
その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	950	
法第32号第1 項第2号に掲 げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	20
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		29
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		43
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		57
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		86

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			290
	外径が1メートル以上のもの			570
法第32号第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	950
道路法施行令（昭和27年政令第479号以下令という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	100
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1000
	標識		1本につき1年	760
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	100
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く）	祭礼、縁日等の際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	100
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1000
		その他のもの		510
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月
上に掲げるもの以外の占有			その都度町長が定める額	

2 占用料【法定外】

占 用 物 件		占用料		
		単 位	金 額 (円)	
工作物の設置 を伴うもの	第1種電柱	1本につき年額	530	
	第2種電柱		820	
	第3種電柱		1,100	
	第1種電話柱		480	
	第2種電話柱		760	
	第3種電話柱		1,000	
	その他の柱類		48	
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートル につき年額	5	
	地下電線その他地下に設ける 線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき年額	470	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつき 年額	290	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公 衆電話	1個につき年額	950	
	郵便差出箱		400	
	広告塔又は看板	表示面積1平方 メートルにつき 年額	1,000	
	水道、下水 道管、ガス 管その他 の管類	外径が0.4メートル 未満のもの	長さ1メートル につき年額	110
		外径が0.4メートル 以上1メートル未満 のもの		290
		外径が1メートル以 上のもの		570
	標識	1本につき1年	760	
	通路（橋を含む。）	占有面積1平方 メートルにつき	70	
	建物	年額	130	
その他工作物	130			
上に掲げるもの以外の占有		その都度町長が定める額		